

第六十三回 参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和四十五年三月二十六日(木曜日)
午前十時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員 高田 浩運君
山崎 五郎君
山本 杉君
占部 秀男君
中村 英男君
藤原 道子君
中沢伊登子君

國務大臣 野原 正勝君

労働大臣 野原 正勝君

政府委員 人事院事務総局職員局長 島 四男雄君
厚生省医務局長 松尾 正雄君
林野庁長官 松本 守雄君
労働政務次官 大野 明君
労働大臣官房長 岡部 實夫君
労働省労働基準局長 和田 勝美君
労働省婦人少年局長 高橋 展子君
労働省職業安定局長 遠藤 政夫君
失業対策部長 中 武夫君

事務局側 常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○勤勞青少年福祉法案(内閣提出)
○労働問題に関する調査
○失業対策事業に関する件
(白濁病に關する件)
(関東労災病院に關する件)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

勤勞青少年福祉法案を議題といたします。野原労働大臣、政府から趣旨説明を求めます。

○國務大臣(野原正勝君) ただいま議題となりました勤勞青少年福祉法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国の経済が高度の成長を続ける中で今後における労働行政の課題は、経済の成長と労働者の福祉の調和をはかることにあると考えますが、なかんずく、勤勞青少年はあすの社会にならざる者であり、その福祉の増進をはかることが重要であることはあえて多言を要しないところであります。

特に、今後わが国がさらに高度の産業社会として発展していくためには、勤勞青少年がすこやかに成長し、希望と意欲を持って勤勞に従事し得るようにならねばならぬ重大な課題であります。

ところで、勤勞青少年の職業生活の現況を見てみますと、最近における経済、社会の急速な変動は勤勞青少年の生活にも多くの影響を及ぼし、勤勞青少年のなかには職業生活に十分に適應することができず、あるいは孤独感に悩み、あるいは安易に離職を繰り返す等幾多の憂慮すべき現象が見られるところであります。

また、近年これら勤勞青少年問題に対する社会の関心は著しく高まっております。政府としては、このような現在の勤勞

青少年問題に対処するためには、この際、勤勞青少年の福祉に関する立法措置を講じ、もって勤勞青少年の福祉の増進をはかることが最も有効かつ適切な方策であると考え、婦人少年問題審議会にもはかり、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、勤勞青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤勞青少年年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤勞青少年の福祉の増進をはかるものであることを明らかにいたしました。

第二に、勤勞青少年の福祉に関する原理を明らかにするために、勤勞青少年の福祉の基本的理念及び関係者の責務について規定いたしました。

すなわち、勤勞青少年の福祉の基本的理念といはしまして、勤勞青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するよう配慮されるべきであり、他方、勤勞青少年は、勤勞に従事する者としての自覚を持ち、みづから進んで有為な職業人として成長しようとする意欲を高めるため、勤勞青少年の日を設けることといたしました。

第三に、広く国民が勤勞青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤勞青少年がみづから進んで有為な職業人として成長しようとする意欲を高めるため、勤勞青少年の日を設けることといたしました。

第四に、勤勞青少年の福祉に関する施策を計画的に推進するため、労働大臣は勤勞青少年の福祉に関する施策の基本となる方針を定めるものと

し、都道府県知事はこれを参酌して都道府県における勤勞青少年の福祉に関する事業の基本となる計画を策定するようにつとめなければならないことといたしました。

第五に、勤勞青少年の福祉に關して、国、地方公共団体及び事業主が講ずる措置について規定いたしました。

その一は、勤勞青少年が職業に適應することを容易にするため、職業安定機関における勤勞青少年その他関係者に対する相談指導の業務を、その業務について熱意と識見を有する者に委託することができるとしたことを職業指導の面の充実をはかったこととあります。

その二は、勤勞青少年が職業に必要な技能を習得することを促進するため、国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤勞青少年その他関係者に対し、職業訓練に關する啓蒙宣伝を行なう等必要な措置を講ずるようにつとめなければならないこととしたこととあります。

その三は、事業主は、その雇用する勤勞青少年が職業訓練の受講または定時制高等学校等への通学のための時間を確保することができるよう配慮をするようにつとめなければならないこととしたこととあります。

その四は、事業主は、事業場ごとに、事業内において相談、指導、レクリエーション等の事項を担当する勤勞青少年福祉推進者を選任するようにつとめなければならないこととしたこととあります。

その五は、勤勞青少年の勤勞の余暇の有効な活用を促進するため、国及び地方公共団体は、レクリエーションその他の事業が実施されるようにつとめるとともに、勤勞青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるようにつとめなければならないこととしたこととあります。

第六に、勤労青少年のための福祉施設について規定いたしました。すなわち、地方公共団体は、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならないことを明らかにしております。勤労青少年ホームは、地域の勤労青少年の余暇活動、生活指導の拠点となるものでありまして、その設置及び運営についての望ましい基準は、労働大臣が定めることとしております。また、勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当するにふさわしい勤労青少年ホーム指導員を置くように努めなければならないこととしております。

なお、雇用促進事業団が、勤労青少年にかかわる福祉施設の設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならないことを明らかにいたしました。

その他、船員及び船員になろうとする者に関しては、運輸大臣が所管するものとする等所要の規定を置くこととしております。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 労働問題に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○古田忠三郎君 前の委員会、国有林野事業について三つほど課題を提起しておきました。もう二週間たつておりますから、かなりこの問題についての専門的な検討を加えられたかと思えますから、これをあとで聞かしていただきますが、その前に、法律的に非常にこれは関係いたしてまいりますから、その点の解釈を私自身が正確に認識しておかなければなりませんから、基準局長にちよつと伺つておきます。

基準法の全般ですね、五現業に対して適用するかしないかということについては、従来、あなたが衆議院社会労働委員会あるいは参議院の農水の委員会等で答えておいたことは多少誤解がありました、この社会労働委員会でも意見が一致した。意見が一致したということよりも解釈上明確になつた、こういうことが言えると思ふんです。ただ、白ろうについては人体に危険有害であるかどうかについて、その原因というのは人体に急激な振動を与え、こういうことですから医学界で——お医者さんのほうですね。そうしたところでもあるいはその他の関係の人々もできるだけの振動を与えないためには時間の制限をせざるを得ない、こういうこと等が種々いふ問題になっていまして、そこで法律との関係で聞くんですが、林業については、基準法の四十一条でこの適用の範囲から除外しているように私は理解している。つまり労働時間及び休憩の特例、こういうことについて適用の除外は四十一条でして、そうしてこれが具体的には第六章の関係条項にいえば、やっぱり労働基準法の第八章の六号で完全に事業体を除外してある。こういうことになるので、これはいろいろあつて私はこの問題について諸外国等の例をあげて伺いますけれども、法律上の解釈とすれば、この第八章の六号で「土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業」、こういうことで規定されていまして、労働時間、休憩その他等々の基準法による諸規定というものは除外をされるもの、このうう理解を実はしているんですがね。基準局長これはどうですか、この考え方、この解釈ですね。

○政府委員(和田勝美君) ただいま先生が御指摘になりましたように、林業につきましても、基準法では第八章の六号に「土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業」、この規定をいたしまして、それにつきましては四十一条で適用の除外ということで、労働時間関係及び第六章関係につきましても、労働時間、休憩及び休日に関する規定はその

四十一条一号で、第八章第六号の事業に従事する者は適用を除外するということになっておりますので、労働時間、休憩時間及び休日については基準法の適用はないという解釈をいたしております。

○古田忠三郎君 そこでその解釈がないという理解は、これは私もこの法律の条文でその解釈をしたのです。それを所管している監督局長もそのこととはさうであると思つたのですが、そこで今度はこれに關係いたすものは、その運用は林野庁にある、基準法は除外してありますから、したがって、林野庁の關係の諸規則で運用がなされる、こういう解釈でいいですか。

○政府委員(和田勝美君) 基準法としての規制が、いま申しましたように、労働時間、休憩、休日にごさいませんので、その中身をどうするかというのには、具体的にはその仕事をなさつておる関係事業主と労働組合との話し合いの問題、あるいは関係事業主の問題ということになります。国有林の場合につきましては林野庁当局のほうでいろいろ働き方をなさるかということをおさめになつて、あるいは組合と話し合いの上でさめていただく、そのように考えております。

○古田忠三郎君 わかりました。それからもう一つ伺つておきますが、いま普通の民有地もあつてから民有地はさておいて、国有林の場合、その内容、運用はいま答えられたように林野庁にある、こういう答えですから、一つの例を出しますよ。その場合に、たとえば従前五時間その機械を使用する、つまり稼働ですね。稼働時間が定められておつた。それが今度——これは極端な一つの例でありますけれども、一時間なら一時間しかその機械を使用する稼働ができないというふうな話し合いができたとか、あるいは林野庁なら林野庁が——この白ろろ病の問題というのはいへんなわけですね。ですからさういふことにいたしなうといううことにきめた場合に、監督官庁である労働省、特に直接所管しています労働基準局長として、さういふことについてどういふ見解を持っていますか、そのきめられることについて。

○政府委員(和田勝美君) 先ほどお答え申し上げましたように、法律的にはそれぞれの事業主にまかしてございまして、いま先生のおっしゃるようなことであれば、林野庁がさうおさめになることにつきましては、私もさうおさめになることにはございせん。

○古田忠三郎君 一切干渉しないということでございますか。

○政府委員(和田勝美君) はい。

○古田忠三郎君 それから、大臣が予算委員会のほうに参りますということですから、先に何つておきます。

最近、国会で失業対策事業についての質問等が衆議院並びに参議院でも行なわれております。そのことについて、政府側の答弁がさういふことをさせているのではないと思ひますが、御承知のように、ただいまちやうど三月というのには、全国一斉に各市町村自治体の中においても予算議会といふものが行なわれていまして、失業対策の事業そのものは市町村自治体に大体委託された形で、委任されたような形で運用してあります。ですから、むしろ問題はさういふところにはつづきつてくる。さういふことですから、私は、国会で扱う問題はさういふ状態で扱われるか等々のことについてはとやかく言いません。言いませんが、この種の問題をやはり扱う場合に、的確にその基礎となるものをつかんで、そのことにきちんとした説明を与えてやらないと非常に誤解を招いて混乱をしていく、さういふことになるのじゃないか。現に、私は北海道の事情を申し上げてみますと、旭川の市議会でも問題になつていまして、それから小樽の市議会でも問題になつていまして、それから北海道の道議会でも問題になつていまして、あるいはどここの町議会でも問題になつていまして、それだけ答えられていますが、これに対しての解釈はまちまちですね。ですからあえて何つておきますが、一体失対事業といふものは何がその基本となつていふかという、これは労働大臣——大臣

る、子供も何人かおる。みんなそれぞれ事情が違ふ。これをみんな同じワクの中で考えることは非常に困難である。いずれ実情を調査の上で適切な対策を考えて、もしもそれがはなはだしく不当であるというような事態になりますれば、これに対する対策は、いずれこれはもう失対事業に就労しておったというよりな問題につきましては別個に返納願うというふうな事態も起こり得る場合も考えておるわけでございます。そういうような状況でございます。一応、ただいまの吉田君の御質問の答えになったかどうかわかりませんが、これも、これはもうしろうとでございますから、あと専門のことは事務局からそれぞれ御説明申し上げます。

○占部秀男君　ちょっと関連して。いま大臣の答弁の中で、所得基準の問題から、失対関係でやってもいいのがそのうちの半分ぐらいだということや、なお話を伺いましたが、これは現在失対に就労されておる方を対象としてやられたのか、そうじゃなくて市町村会議員ですか、そのうちの半分ということになるのか、どっちかひとつ明らかにしてもらいたいということ、もう一つは、もし市町村議会ということになると約三千以上町村議会はあるわけですね。そのうちの町村会議員、あるいは市なら市の議会議員の半数以上は失対をしなければならぬほどの低所得ということになると、これは労働関係以外の一つの大きな問題になると思うので、その点ひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。

○国務大臣(野原正勝君)　ただいま申し上げましたのは、これは地方議会議員にして現に失対事業に出ておるといふ者が百数十名あると、その中の人たちの所得は生活基準等、所得基準等から見ましてどうも失対事業に就労できないような人までが半数以上出ておるらしいと、まだはつきりした数字は出ておりませんが、大体そういうことで御回答したわけでございます。

○吉田忠三郎君　大臣、いまあなたのちょっと答えられた中で、これは地方議会でたいへんな問題

になる点があると思うのです。たとえ議員の席にあらうと、こういふふうに答えたのです。席にあらうとなかろうと関係ないのです。これは、この失対法なり、職業安定法のそれぞれの条項を見てもね。ですから、議員の席にあらうなら、あなたが答えられるなら、問題があるなら指摘してください、この法律の中で。いいですか、ここに問題があるから地方議会で混乱を起こすのです。それから、あなたは議員の報酬といふことを使われませんでした。一定の所得がある場合、国会議員と同じ所得だと、こう言うけれどもね、これは議員といふものは、あなた御承知のように、国会議員だろと地方議会の議員だろと、これは職業ではないんです。ですから、俸給といふふうには名づけていないわけでしょう。国会議員の場合は歳費、地方議会ならば報酬と、こう言っていますね。月給何万円、何千円支給するなんというのじゃないんです。そうやっておる。これをもう少し検討加えてみてください。議員の歳費、報酬は、その議員としての活動にかかわる経費を償うものだと、こうなっておる。だから、普通の俸給生活と、国家公務員や地方公務員とは違ふんです。職業ではないんです。これは、あなたは常識の問題だと思ふ。たとえば横浜のように、報酬二十万円くらいになっていきますかね。私のところ、札幌市はたしか十五万くらいですか。こういうところの議員は、ある程度その報酬で活動を償いながら、議員といふ生活しなければなりませんからね。しかし、こういうものは、つまりこの緊急失業対策法によって失業救済をする、こういうものから見れば常識的に、精神的に——この法律の精神から考えてです、これは進んでさういふことから抜けて、しかも指導者になるわけでしょうからね。そういうことが好ましいというだけであって、村会議員さんや町会議員さん、その市町村によって違います、五千円とかあるいは一万円とか、六千円とか三千円といふところもありますね、これは、しかもその人は固定の職業を持っていないといふこと

になりますれば、失業対策事業へ行つて働くことは何ら差しつかえないようにこの法律はなっている。しかも、これはただしくてやっているのじゃないんです。これは働かずして賃金をもらっているというなら、これはもうさういふものはこの際改めてもらわなければならぬことも同感です。この中には、なにか働かなくともなんとかかんとかといふことであなた答えてはいますが、さういふものはいかぬけれども、働いた場合は賃金ですからね。御承知のように、賃金といふのは、労働の質と量に対する代償が賃金なんだ。行つて働かされたら、かりに私が行つて働いたら、やっぱり賃金もらうのはあたりまえです。その質と量に対する代償をもらうのはあたりまえです。ですから、このところを混同しないようにして的確にこの問題に答えてやらねえと市町村、自治体でいまだ混乱を起こしている。現にいまも、先ほど言つたように、議会で問題になっている、地方議会で、就労できるというところもあり、できないというところもあるのです。あなた方答えていることと逆な答えが出てきたり、あるいはまたその都道府県によって見解が違つてきたり、混乱を起こしているわけですね。そうなる、この職業安定法という法律と、あるいはこれに関連した緊急失業対策法という法律とのかね合いから見て、ややとすると誤解を生じたり、間違つたこの法律の解釈になるんでありますから私はあえて聞いているんです。もう一回あなたの見解を出してください。

それからもう一つは、百人以上以上あり、半数は所得限度額にひつかかっているという答えもしています。具体的にだしてください。たださういふことではたいへん困るのですね。どこの市の市会議員の何の太郎と、これは大抵常識的に考へてこの水準を越えています、さういふことになれば地方議会でも問題にならない。さういふ抽象的な、半数以上といふから、うちのほうにもいるんじゃないかといふような話になつて議論が起きてくるのですね。しかも、この出てきた問題の発想というのは、私はここで言いませんけれども、いろいろあるわけでしょう。だから、大臣、さういふことを勘案して誤解のないように的確にやっぱり事務局と打ち合わせをして、さういふ抽象的なことではなくて、あるならある——ないとは言えないと思ひます。さう思ひますから、それはもう明らかにすなら出して、神奈川県であるならば、横浜のようなところは当てはまらぬとか、札幌のようなところは当てはまらぬとか、福岡のようなどは当てはまらぬとか、さういふことと、さういふものが半数以上おるといふならさういふものがありますと的確に出したらいいじゃないですか。さうすると、自分のところの市町村にはないといふことになる。新聞にさういふでかい五段抜きで、就労できるというものできないといふものとさかさまの見解が出ちゃつてえらい混乱をした。国会まがいになりましたとか、国会並みのエキサイトなんて、こんなことを書かれる必要はないんです。大臣、ちゃんと答えてください。

○国務大臣(野原正勝君) 地方議会の議員の報酬といふものはもちろん労働賃金ではございませぬ。しかし、これはその人の所得であることは間違いないのであります。したがつて、その人の所得がやはり相当であるといふことになるという、これは問題が起こる。そこで、一体その所得でもって生活が可能かどうかといふ問題になると、これはやはりその人によつて違ふ。独身の人もあるいは家族持ちの人もあるいは子供がある人も、みなそれぞれ違ふと思ひます。で、その一定基準と申しましたのは、それぞれの当てはめてみて、どうもこれは基準額以上の所得ありとみなされるような人が大半半数以上あるらしい、これはみんな調べておきます。いづれその点は当委員会等で詳しく事務局から説明があると思ひます。そのうちにまた調べが終れば、さういふ段階でございしますが、ただ、いづれにしましても、失対事業といふものの性格から見まして、相当の所得があるにかかわらず失対事業に出ておるといふ事

実、これがあつたならばこれは問題だ。さういふ点で、実は一定基準所得以上あるものについては失対事業に就労させるということの必要はないのではないかと、さういふことが問題であります。これは各地方でこの際いろいろ問題が提起されて議論が行なわれている。むしろ好ましいことである。失対事業の名のもとに堂々と所得がある人でも、おれは失対事業に行くのだといふふうなことで行かれたんじや失対事業といふものの立法の精神もおかしな感じがするから、これはやはり厳格にこの際洗い直して、やはり失対事業といふものは、あくまでも就労が困難でほかに適応できないといふような人たちの最後のよりどころとしてやはり失対事業といふ名のもとに救つていこうといふことであらうと思ふ。さういふ面から見まして、私も、なにも地方議会の議員だから失対事業に全部出ちゃならぬとか、あるいはどの程度に所得があつたならばどうするかといふような問題は、今後具体的にその問題が明らかにされた時点において十分に御議論を尽していただいて欲しい。まあ、いまそれぞれ調査をしておられます、いづれその詳しい実態が明らかにされると思ひます。

ただ、問題は、個人のことで、さういふ面にもプライバシーを侵すようなことはできないといふ面もあると思ひます。実は、地方議会の議員にでもなろうといふふうな方ばかりでなく、何らかの形で所得があるといふのはみなされておるわけですね。それが堂々と失対事業に出ておるのだ、あるいは出張中にも失対の賃金をもらつておるという事実があつたといふふうなことがいわれます。さういふと、労働省当局としましては、やはりこの機会にあまりにもルーズな失対の扱い方といふものに対しては、この際ひとつえりを正して厳格に調査をし、今後の対策を考えていく必要があるといふふうにご意見を調査を命じておるといふ段階でございします。調査の報告が大体はつたつて出ております。あまりここではつきりと全部にわたつて詳し

く申し上げるまだ段階ではございません。いずれそのうちに当委員会におきましてその辺のことは十分に解明されることを考えております。よろしく御協力あらんことを願います。

○古田忠三郎君 御協力もけっこうですが、大臣。——いま予算委員会のほうから労働大臣に出席していただきたい、私のほうにも言ってきたりしておりますからこれで終わりますが、その扱い方についてえりを労働省としては正したいと、正さなければならぬです。これは私も、そういう点では同感です。たとえば手当等についても一日出た者と二十日出た者と同じ額である、こんなばかげたことはいいです。それが現実に行なわれていくわけでしょう、この関係では。だから、先ほど賃金とは一体何だと、その定義を聞かしてくれと言ったのはこんなことです。賃金というのは、再三言うようにだけれども、その労働の質と量に対する代償が賃金なんだよ。だから、一日働いたら一日分やればいいんだ、二十日働いたら二十日分やればいいんだ。ところが、手当なんかは一日出た者も二十日出た者も同じだと、こういうことが行なわれているわけです。いまね、こういうものについてはいささかとしなさい。それから今度問題になっている議員が就労していることについて、一定額をこえているからけしからぬとかなんだ、これは常識の問題なんです。大臣、いいですか。議員だからといって就労ができないんです。失対に行つて働けないというのではないんです。ですから、この問題については党利党略にかかわらず、私の言っている意味は、職安法と緊急失対法の法律に立脚して扱いなさい。そのことさえやれば、地方議会で混乱なんか起きないんです。大臣としては、そういう配慮をしていただくことを私から逆に要請します。答えてひとつ、予算委員会のほうに行ってください。

○国務大臣(野原正勝君) ただいま御指摘の問題等を含めまして、この際十分にひとつ調査をして、あるいは態度を決定するということで事務当局に命令しておりますから、今後は失対事業に対する

いろいろな問題を明らかにして、この方針についても誤りない対策を講じたいというふうなことで進めてまいりたいと思っております。

○古田忠三郎君 失対部長来ているのですが、いま、大臣としてはあの程度で、あまりわかりません、なつたばかりですからね。それはわかるわけないんですわ。そこで、あなた方専門としてその職業についているのでね、調査をして誤らないように運用していきたいというふうなことを言っています、いまね、趣旨として。で、きのう答えた中では、三月一日付ですが、明確に通過をしたと、明確にと——新聞だけでは、われわれとてはどういう点が明確かわかりませんからね。いま言った手当の関係も含めて、あなた方事務当局として、いま私が指摘しましたたつた一日出たやつも二十日出たやつも同じだと、こういうばかげた運用をしているところに問題があると思うので、そのことも含めてもうちょっとこの問題聞かしてください。

○政府委員(遠藤政夫君) 吉田先生御指摘の点二点かと思いますが、第一点の臨時の賃金、いわゆる夏と年末の期末手当の支給のし方に問題があるじゃないかと、こういう御趣旨だと思っております。この点につきましては、確かにお説のように、現在の年間三十一・五日分の臨時の賃金が支払われております。この支払の方法につきましては、月に一日出た人も二十日働いた人も同じように支払われるように現在なっております。この点につきましては、実は失業対策事業賃金審議会におきまして、各委員の先生方からいろいろこの支給の方法にきわめて問題がある、この支給の基準、支給の方法等について、賃金なら賃金らしくと合理的な方法をとるべきじゃないか、こういう御意見でございました。先般来、審議会でも御検討いただき、引き続き検討いたしまして、できるだけ早い機会に合理的な方法を生み出すように努力している最中でございます。

それから第二点の、昨日の参議院の予算委員会に総括質問で答弁申し上げました三月六日の通達

の件でございますが、先ほどから先生の御指摘にございました二つの問題が含まれておりまして、一つは地方議会の議員が議員としての報酬を受け取つておりながら失対に就労することについての可否の問題、それから議会活動に、議会の本会議あるいは委員会に出席し、あるいは議員として出張中に失対事業の現場で働いたことについて賃金をもらつておつた、この点についての二つの問題が含まれております。前段の、第一点の議員でありながら失対事業に就労することの可否の問題でございますけれども、これは、私どもは、先ほど吉田先生御指摘になりましたように、職業安定法二十七条と緊急失業対策法と、この両法の趣旨から

以下であらば、これは失対事業に就労することとは何ら差しつかえないわけでございます。私ども問題にしておりますのは、かなり高額なこの基準を上回つた所得を持つている人たちが、地方議会議員という立場でありながら失対に就労しているという事実があるわけで、この点につきましては、昨年末以来、従来からも指導してまいつておりましたけれども、いまだにそういう人があるというところでございまして、こういう人を失対の事業に就労させないようにと指示をしてまいっております。実は、本年の二月九日、十六日にも全国の労働所管部長会議、課長会議等におきましてこの点を厳重に注意いたしまして、それぞれ、事業主体に対して、こういう所得基準を上回つた人たちは失対事業に就労させないようにと指示したわけでございまして、また三月初めに当院の予算委員会におきましてこういった事実が一部あることを御指摘を受けましたので、あらためて確認の意味で三月六日付けの通達を出して、厳正な処置をとるよう

にということを示した次第でございます。それからもう一点の、こういった地方議会の議員が議会活動をしておりながら、一方、その当日失対現場で働いたということで賃金を受け取つたという事実を指摘を受けてまして、私どものほうで指摘を受けた事実について調査を現在いたしてあります。その中間報告でございまして、議会の本会議あるいは出張というふうな事態と失対現場に就労して賃金を受け取つたという事実が一部にございまして、これは全体の調査が完了次第これに対する処置を決定したい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○古田忠三郎君 たいへん明快な答え方ですからね、よくわかりました。そういうことをちゃんと大臣に教えて答えさせなきゃだめですよ、予算委員会なんかで。だからこういう誤解を生じちゃつて新聞種になつちゃう。だから、いまの遠藤部長の答弁で私はその点は了解します。いずれにしても職安法というのはこのバック・ボーンであつて、失対法というのはその枝葉だとはよく思つておりますから、職業安定が中心になるわけですからね。だから枝葉の関係については、そういう問題があるとするは、やはりその時々流れといひますか、状況といひますか、そういうものにきちつと対応していくようにやるといふことが正しいかと、こう思つて聞いておる。たまたま大臣のこの答え方なんというのは、ややとすると、法律が非常にまあ妙なかつこうで解釈されるおそれがあるものですか、こう聞いています。まあ、皆さんの意見を聞いてみたらわかりました。そこで、本題の白ろう病のことでございますが、四つ、それぞれの関係の省庁にあてはまるか別として、課題を差上げておるわけですか、これを聞かしていただきたいと思ひます。——この間の課題は、一つは、白ろう病の根本解決は症状発生の根源を断つことではないかということ、この委員会が労働実態調査をやつた結果の

報告として報告されているわけですよ。このことが一つ。それから二つ目は、現行の賃金形態を再検討する必要があるのではないかと報告をしている。これは二月十九日に参議院の社会労働委員会に報告をしたものです。それから三つ目は、民間林業労働者の実態調査を全国的に実施し、患者の早期発見、治療につとめるとともに、業者に対する指導、規制を強めることが緊急の課題かと思ふ。これは吉田忠三郎が言っているんじゃないやに、報告書ですよ。それから四つとして、なお、白ろう症状は振動工具作業に長期間接することによって生ずるものと言われている。また、一説には、寒冷という条件が発症の誘因となると専門医が言っていますが、しかし、治療方法としては現在決定的なものはないものと言われています。林野庁としてたまたま北大に温泉療法等委託しておりますが、問題は、患者は療養期間中、現在の賃金制度では、何といたしましても賃金ダウンする問題があります。したがって、十分の治療を受けさせるためには、全収入の補償など、これがための基礎的条件を整えてやるのが大切ではないかと思ふ。また、このことを医学者たちも一番強調されております。この四つが報告されて、これが皆さんに課題として差し上げてあるんですがね。一つ一つ答えてもらいたいと思ふんですが、その見解です。

○政府委員(和田勝美君) 総合的なことを私から申し上げまして、林野庁プロパーの問題は林野庁のほうからお答えがあるかと思ひます。まず、白ろう病につきましては、根源を断つこと、要するに、振動のない状態で伐採その他が行なわれるという問題のことは、委員会の報告にありますとおり、まさに根源を断つことであります。そのためには、チェーンソーに使うエンジン等に対して、振動のないような状態のエンジンを使うという検討、そういう研究が進んで、それが実際に実行されることが何より大事だと思ひますが、いまの状態では、その研究は林野庁でもおやりになっておるようでございます。私どものほうで

も、委託研究をいたしましたり、あるいは局所振動障害予防対策委員会というよりなものを開きまして、いかにして振動を少なくするかというような検討をいたしておりますが、いずれの場合におきましても、なお確固たる状態が出てきておりません。しかし、そういう努力は相変わらず続けていくべきものであります。私どもは関係機関と十分連絡をとりながら、ぜひ、振動が少なく、あるいは無振動で伐採ができるような状態に持っていくたい、かように念願をいたしております。賃金形態の再検討の問題につきましては、これは実は私どものほうでは、賃金形態はそれぞれの事業場におまかせしてございまして、林野庁については林野庁のほうでひとつお答えをいたしたい、かように考えております。

それから民間の問題でございますが、委員会の報告にもありましたように、民間については実態がきわめてあいまいだという御指摘はそのとおりであります。私どももいたしましては、来年度、民間のための実態調査費を予算に組みまして、来年、調査を徹底的にいたしてまいりたいと考えております。

それまでも、しかし、こういう病気が出ますことは不本意なことではございますので、現在中間段階として、この二月二十八日に基準局長名でもって各都道府県基準局長に対する通知を出しますとともに、林業災害防止協会にも通知を出しまして、当面の処置を指示をいたしております。その中身といたしておりますことは、根本的なことはいろいろと問題があるので言えないが、さしたつて、当面の問題としては次のようなことをやるように林業界を指導してほしいということを地方に言っております。その第一は、チェーンソーの選定については、作業条件に合致したバーの長さのもので、軽量で振動の少ない機種を選定するように指導しろ。第二は、チェーンソーの整備等ということで、チェーンソーの使い方及び整備状況によって振動が相当違ってまいりますので、

そういうものに対する指示をしていく。それから

第三番目は、チェーンソーの扱い方いかんによつては局所に与える振動の影響が違ひますので、操作のしかたに対する指導をしろ。要するに、左右同型で同じような重さで使えるような作業動作を指導するように。第四番目は、チェーンソーの操作時間につきまして、確たる科学的な根拠はないけれども、従来の経験等からみると、一日二時間以内ぐらいにチェーンソーを使用する時間を制限したほうがよいように思ひます。一時間以上にわたつて連続作業しないほうがよからう、こういうふうに俗にいわれておりますので、そういうことの指導をするようにしておくこと。それから五番目は、健康診断について六カ月一回ごと健康診断をやり、その健康診断のやり方も二つに分けて、第一次健康診断と第二次健康診断。第一次健康診断で一定の症状があると思われるものについては第二次についてやる。要するに、白ろう病におかされておるような状態の者に対しては特別な健康診断をするように、こういうことを言っておるわけでありまして。第六点は、休憩設備の整備等、特に冬季における、寒い時期におきましますときにこの白ろう病の症状がよく出るといわれておりますので、暖房その他あるいは休憩小屋の問題についての指示をいたしております。それから第七番目は、保護具の使用等について指導するようにということでございます。防寒衣あるいは防振防寒手袋、あるいは相当の騒音もありますので耳せん等の、要するに耳をおおるものを使用させるように。

こういふような七項目にわたりますものにつきまして、二月二十八日に基準局長名で、各都道府県基準局長に指示をいたしまして、それぞれの事業主に行政指導をするようにいたしております。これはもちろん中間的な当面の措置でございますが、完全なものでございませぬが、これは、研究分野が、研究面が進行いたしますにつれてこの密度をぜひ高めていきたい、かように考えております。それからその次は、治療中における賃金問題でございますが、治療中において休業というような

場合には、基準法で休業補償というものがあつて、労災保険で休業補償を出しておりますが、その額を上げることにございましては、他の問題が非常に入り組んでおりますので直ちにむずかしいうございまして、しかし、このチェーンソーの使用以外の面での作業については、働きながら治療をしておる場合の賃金問題は、これは私どもはそれぞれの事業主におまかせしてございまして、それそれぞれの事業主においておきめをいたしたくというにいたしたい、かように考えております。一般的なことにいって私からお答えをいたしました。

○政府委員(松本守雄君) 林野庁関係のことにつきましてお答えを申し上げます。まずレイノ現象等は、振動機具を長期間使わせるといふこととの関連あるいは寒冷気候の關係、そういうこととの関連で対策をどうするかということでございますが、第一に操作時間の規制について原則的に労使間の協議が一致をみております。なお、詳しく申し上げますと、一日二時間規制をする専任制あるいは半日交代制をとるといふこと。一日二時間でおさまる場合は専任制をとりますが、そうでない場合は交代制をとるといふこと。それから機械を使用、操作する場合の基本動作を訓練指導するということ。それから防寒、保温のための防寒防振手袋、防寒衣、事業付風宿舎の寝具、そういうものの用意をいたします。

それから、次は機械の開発について申し上げます。まず、機械振動障害を軽減するための機械開発の方向としては三つございまして、その一つは振動を減少させる機械をくふう開発する、第二は振動の機械から人体を隔離する、第三は振動機械にかわる機械の改良開発を行なう、以上でございまして、それぞれ幾つかの新しいものを導入をいたしております。たとえばチェーンソーにつきましては防振ハンドル、防振のくふうをその機械につけ加えるというものを全機について実施をいたしております。それから、先般申し上げました

かもしれないが、これも一例でございますが、オーガーと申しまして、植林をする場合の穴掘り機械でございます。これも従来の振動の多い機械は全部使用を中止をしております。そういう機械に防振装置をつけるということはこの使用期間までには実施をいたすということなどをいたしておるわけでありませう。

それから、賃金補償のお話でございますが、これはまあ二つございまして、一つは療養期間中の休業補償でございますが、これは……

○古田忠三郎君 七五%でしょうか。この間きまつたやつ、労使の団体交渉できまつたのは七五%でしょうか。

○政府委員(松本守雄君) いや、チェーンソーの場合は八〇%でございます。レイノールに関するものが八〇%でございます。それから、仕事を転換してほかの仕事をする場合の賃金保障、前職賃金保障、これも労使協議が整いまして八五……

○古田忠三郎君 七五%でしょうか。

○政府委員(松本守雄君) 八五%でございます。

○古田忠三郎君 まあ、いいです。それはあとで調べればすぐわかりますから。

○政府委員(松本守雄君) そういうことで決定をしております。以上でございます。

○古田忠三郎君 あと、ありませんか。

○政府委員(島四男雄君) 国家公務員の災害補償法を実施しております人事院といたしまして、この白ろう病につきましては格別の重大な関心を払っております。先年、白ろう病を職業病に指定したわけでございます。その後、白ろう病についての根本的な治療基準というものが必ずしもまだ確立されておらないという現状でございます。私もとしまして、その道の専門家によって構成されております研究会を設けて、随時この問題に取り組んでおる次第でございます。

それから補償の関係でございますが、これは私のほうといたしまして、法定給付は百分の六十になっておりますが、特別に付加給付として白ろう病については二〇%それについて上積みをして、ただいま林野庁長官のほうからお答えがございましたように、百分の八十までこれを認めておる次第でございます。なお、個々の治療につきましても、関係省庁から御協議がおりますれば、具体的なケースによって判断しておるものが現状でございます。

○古田忠三郎君 この四つほどの参議院社会労働委員会が実態調査の結果報告されたものについて、それぞれ見解を述べられましたね。それで労働省にこの際ひとつこれからの問題として検討してもらいたいと思うんですが、いまの基準法では八条の六号で、先ほど何かつたように、林野事業というものは時間の規制の適用が除外されている、こういうことですからね。ですから、直接には労働省はいまのところは法律的には関係ないわけですが、だからといって——はいなんという首振つていますが、それで逃げようなんていうと、そこで検討してもらいたい。私が言ったのは、この問題についての諸外国のデータがありまして、これはね、チェーンソー使用に関する世界のおもな林業国の調査結果というのが私の手元にあります。ソビエト、東ドイツ、カナダ、オーストラリアなどなどあります。特に、私、昨年機会がありまして十一月にソビエトに行ったときに、この問題について関心がありまして、特にこの職業病に対する対策としてはソビエトが非常に進んでいると、こういう話を伺っていたもので、それから、向こうの文献をいろいろ見て、これまた見てきたんです。この英文のやつですね。これまたで差し上げますから。これを日本語に直したやつがあるんですが、ほくのところにね、直していただいたんですが、これをね、ソビエトの場合で省がやはり所管していますね。ソビエトの場合でもね。もとより向こうの場合は、わが国の厚生省というのが保健省というんです。日本の厚生省のようなのは向こうは保健省と言っているんです。そのようなのがありまして、両方でそれ

でやっています。この機械の監督規制です。ね。そういうものは、わが国でいえば労働基準局でやっているようなんですよ。これはですね。ですから、ひとつ和田局長、法律の八条の六号で適用除外されているから、私のほうは関係ない、こういうことではなくして、これだけ社会的な大きな、しかも、非常にこの発生率が急カーブに高まってきた問題だけに、先ほどあなたが、民間については来年度予算化をして調査してみたいなどと言つても、私は、きょうのところは、はい、そうですかと言わなければいけません。まだ時間——委員長のほうから何時までやるんだという話もありませんが、あまりそう長くやれませんから、次々毎回やっています。それはそれとして、検討の余地があると思うんです。こういう問題は、それで、向こうでは機械の測定条件とかある。あるいは規則に直しています。これはまあソビエトの例ですけれども、これをいろいろ調べてみましたら、ソビエトが一番進んでいるんだと思つたら、ソビエトが一番進んでいるんだと調査でありますけれども、調査をした結果では東ドイツがこの問題で一番進んでいます。先ほど林野庁から答えられた労働組合との妥結した内容、百分の八十あるいは七十といった補償の関係、それから時間規制についても二時間といううなことは去年の十二月でしよ、これは。長官、妥結したのは。それも参議院の社会労働委員会が実態調査をするという話になったからそこまで急激にやつただけの話で、非常にそういう点ではおくれをおつたんです。しかし、林野庁がいま労働組合と話し合つてある程度の結論を得て、これからのまた問題もあるようでございますが、それは国際的な水準から見るとかなりのところにきています。ところが、問題はその振動を与える機械ですね。この振動をなくするということが、お医者さんの話では、全然振動のない機械というものはないわけでございます。ですから、時間規制とかいろいろあるんですが、そういう機

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

○政府委員(和野美君) 先生御指摘のように、私も、もう職業性疾患、職業病というものをぜひ撲滅したいというのが念願でございます。で、先生の言われました方向に従つて、ぜひ白ろう病問題に対処していきたいと思つて。ただ、

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

○政府委員(和野美君) 先生御指摘のように、私も、もう職業性疾患、職業病というものをぜひ撲滅したいというのが念願でございます。で、先生の言われました方向に従つて、ぜひ白ろう病問題に対処していきたいと思つて。ただ、

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

械を製造されるメーカー等々についての指導といひますか、あるいは監督規制、こういうものは大體諸外国では労働省です。いまのところは、法律上は労働基準局は責任ないけれども、職業病というものは労働省ですからね。私は、むしろいいことは見習つたらいと思つております。労働省としても積極的にこの人体に危険有害であるという振動機械、器具等についての扱い方、これについては検討を加える時期にきているんじゃないか。そして基準法で手直しできるものであれば、基準法で何回も変わつていきます。昭和二十二年で他の法令が変わると同時に、それに付随して改正していただきます。ですからこの職業病、この病氣一つで基準法全体の改正が困難であるとするれば、特別に法律を考へないと、たとえばCOの法律がそうです、けい肺がそうです。特別立法になつていきます。基準法と違つて。こういう問題も含めて、一つは機械に対する規制——いま規制をするということはできないんです。これは。だから規制をどうしたらいかなというところも検討を加えつつ、それからもう一つは労働省が全く関係ないということになつていきます。法律的には、これではいかんと思つて。いかぬと思つてから、この基準法を、せつかくい基準法ですから、生かしていくためにはどういう法改正が必要であるか、あるいは単独立法なら単独立法でもいい、特別立法ならば特別立法でもいいが、私は、やっぱりこまめくると立法の措置が必要だと、こう考へるんです。よその国はみなあるんです。そういうことについて労働省の基準局として積極的に検討する段階ではないのか、検討してもらいたいものだなと、こう思つてますが、どうですか。

実際のなことを申し上げてみますと、私どものほうの振動予防関係及び治療関係につきまして、昭和三十四年以来八回ほどすでに新界の権威者に研究の委託をしておりますが、なかなか結論が出てきておらないというところが実態でございます。昨年、私どものほうでは局所振動障害予防委員会から、私どものほうでは、これはお医者さん及び機械工学の先生、あるいは実際にチェーンソーをつくっていらっしゃる会社の技術の方に入っていただけて検討を進めさせていただいております。そういうようにして、何としてでも科学的に実態をきわめて根本的に予防問題をやってまいりたいと思っておりますが、その基礎的な問題でいつもひっかかりますのは、振動の許容限度をどこまで定めたらいいかということがなかなかわかりにくいというのが一点。もう一つは、振動をどうにかするかという測定方法、これが非常にむずかしい。ことしの八月に実は世界的な会議がジュネーブでござりますが、その際には、全身振動に対する問題はある程度出るようでありましたが、局所振動に関する測定方法その他についてはおそろく結論が出ないだろうと見込まれております。そういうように世界的に見ても非常に問題の多いところでありまして、なかなか統一基準というものはできない。したがって、はかり方がわからない、許容限度をどこまで持っていたらいいのかわからない、科学的にはそれが実証されない、こういうようなのが現在の実態のようでございます。したがって、そういうような科学的な根拠を求めるとは非常にむずかしいというものが現状でございますので、なかなか法律でもって科学的にこれまでの振動というのをきめるのが非常にむずかしいというものが現状のようであります。先生御指摘のソ連のチェーンソーに対する安全衛生規則の中に一応の数字は出ておりますが、これは、いま申しましたように、世界的に承認をされたものというところではないのでございませう。そういうように科学的に確定的なものを求めることが困難ではありますが、しかし、困難だから

ら、といって予防措置ができないということでは申しわけないことでございませうので、先ほども御紹介申し上げましたように、二月二十八日付で一定の予防を当面の問題として地方局に指示をし、業界の協力を得るような措置を講じておりますが、来年度におきましても、私どものほうの予算で実態調査をするとか、あるいは労働衛生研究所で振動に関する調査研究の経費をとったり、あるいはまた治療関係では私どものほうの労災のほうに治療関係の研究委託ができるような経費もつけてあります。そういうようなことを具体的にいたしまして、ぜひできるだけ早期に科学的にかつちりとした根拠のあるようなものをつくっていききたい。もちろん、これは私どもだけではなくて、林野庁及び人事院でもそれぞれたいへん御熱心に御研究をいただいておりますので、これらの研究を総合したものの上につけて一日も早く画一的な正確なものを一つつくっていききたい、かように考えております。

それから立法的な問題でございませうが、実は治療問題等になりますと、国家公務員は人事院のほうで扱われるというところ、多少の食い違いは法律にあるようでありませうが、これは人事院と私どものほうで研究していききたいと思ひます。なお、林野庁に対する安全関係は、実はいまの現行基準法でも私どものほうの所管でございませうので、その点につきましては、予防関係は私のほう、それから病気になる以降は人事院、こういうことになつておりますが、予防関係について重大な責任を私どもも負つておるわけでございませう。いままで申し上げましたような事態をならみつつ、十分でございませう。ただ早い機会に措置を講ずるようになしたい。そういうものができ上がりました、立法的な措置がもし必要があれば、その時点で考えさせていただきます。かように考えております。

○上原正吉君 閣下。だいたい白ろう病の予防で科学的なデータを集めるために御苦労なさつていらつしやると、大いに感謝するのですけれども、

昔は白ろう病なんというものはなかった。だから、白ろう病がどういふ場合に起こるかというところだけはつかんだ。それで、昔白ろう病というものはなかったときは、つまりねじりはち巻きをして、のこぎりを引いておればだいいじょうぶだった。それが白ろう病なんというものが生まれてきたのは、何か機械を使うためだ。そうしたら、根本原因がつかめて予防対策が立つまでの間、機械を使うことをやめさせれば問題は一本に解決してしまふ。そもそも産業の進歩発達というものは、人間の命や健康や、それに幸福や福祉の増進や、そういうことに貢献して初めて意味がある。産業の進歩発達が人間の健康や生命に危害を加えるようなら、産業の進歩発達は人類に害がある。こういうことになるかと私は思うのです。だからもう少し積極的に人間の健康や生命や幸福を先において産業政策というものは行なわれなければならぬものだと思ひます。御意見はどうですか。

○政府委員(和田勝美君) これは林業経営問題でございませうので、私どもから答えますよりは、ほかからお答えいただいたほうがいいかと存じます。が、私どもがチェーンソーの使用、ブッシュンクリナーの使用を現在禁止をしておらないという状態についての言ひわけになるかと思ひますが、ちよつと答えさせていただきます。実は、実は、チェーンソーが使われ始めてからすでに六十一年の歳月が流れていまして、日本では使われ始めましたのは、林野庁が初めてお使いになつたようでありませうが、それほど長い歴史ではございませう。あとで正確にお答えいただけると思ひますが、大体三十年ごろからだと思ひます。この問題が非常に取り上げられるようになりまして、三十四年ごろからほつほつ問題が出てまいりまして、そうして現在非常な社会的な関心を引いておるという問題でございませう。そういう状態で、確かに振動のあるところにレイノール現象というものが出てくることは事実であります。これは単に林野だけでございませうで、鉱山のさく岩機なんかに同じ問題がございませうことは事

実でございませう。それが、こういうことだから必ず禁止をしなければいけないというデータが、先ほどから御説明を申し上げましたように、必ずしも出ない。

それからもう一つは、伐採の経営問題とかね合いをどこでどう調整するか、危険な機械と伐採経営との関連でどういふように調整をするかというところが、先ほどから申し上げているような振動の許容限度、振動の測定の問題と、それから科学的にこれでは必ずいけないうことがわかれれば私どもはびつしりとめられますが、蓋然性のなかで直ちに禁止をしていかどうかという問題については、おしかりを受けるかしれませうが、多少自信がございませうので、科学的な検討をいまのところ先にさせていただいておるというふうなことでございませう。

○上原正吉君 同じことを繰り返しますが、確実に害がある、確実に人間の健康や生命に危害を加えるというデータがそろわないから禁止できない——確実に無害であるというデータがそろって初めて使用を許可すべきものだといふふうに私は考へるので、根拠から見方が違つていまして、私に幾ら議論を繰り返してもむだですが、私は私の信念を疑ひません。それだけにとどめておきます。

○吉田忠三郎君 基準局長ね、上原先生は上原先生の考へ方も含めて聞いています。ほくの場合、まだ自分の考へ方というものを一つも出してないわけだ。出してないのだから、これからだんたん意見を含めながら聞いていくのだけれども、きょうはまだそこまで言ひませんが、あなたの言う許容限度というのとは一体何か、あるいは許容の基準というものはどこに置かうかということが非常にむずかしいと思ひます。しかも、いま上原さんにおつしやつたのは、自信がないので、こつこつ言つてゐる。自信がないのには、いま直ちに自信を持てるとは言つてないのだ。よくは、ソビエトでやられてゐるのは、一つの参考の資料です。これは、しかもこれは国際的なものじゃない。私はソビエトで聞いてきた。それから日本の専門のお医者さんから聞いてきたの

ですけれども、大団国際会議でこれに対する統一
的なものは八月ごろ出るだろう。日本の専門の学
者は、出ますという断定も使っているのです。あ
なたは出ないだろう、こう言っていますが、そこ
のところはいいいです。出るか出ないかは別とし
て、しかし国際会議でもそこまで非常に大きな問
題になっているわけでしょう。そして、東ドイ
ツにもそういうものがある。ソビエトにもある。
それからその他のこうした林業国といわれるところ
でそれぞれ研究が進められているわけです。

ですから、わが国も、基準法では適用除外して
いますから、労働省は関係はないといえども、全
くは、法律に見れば、ですけれども、この
職業病というものは、私は大きな意味ではそれは
国民の病気で、厚生省も関係ありますけれども、
とりあえずは労働省が所管しているわけ
です。ですから、わが国なりの基準といえます
か、そういうものをひとつ設けるべきだし、それ
から法律的に欠陥があるならば、もうすでに欠
陥があります。欠陥ということよりも、古くなっ
ています、新しい病気で、そういうものに
対応する法律的な措置が必要でないか、こう考
えて、あなたにこれを検討してみたらどうかとい
うことを言っているのです。これは確かにソビエ
トのものなんです。しかしここには、私は学
者じゃありませんから、こういう方程式などよく
わかりません。わかりませんけれども、かなりこ
れは高等数学的なものが出されて結論づけられ
て、しかもソビエトの国柄はこういう国柄でござ
いますけれども、これはその基準をきめるにつ
いては、ソビエトの閣僚会議、それから計量器につ
いての測定委員会という機関があるのです。そこ
で検討されて、しかも研究されたものは科学アカ
デミーなどとか、こういうことが書いてあります
が、いずれにしても測定の許容限度というものを
示していますよ、限度というものを、それ以上の
振動を与える機械は使っちゃいかぬ、こういうこ
となんです。これは一九六四年ですから、新しい
ものです。そうしてそれ以前のきめられた諸規定

については廃止する。こういうことで漸進的にや
はり直してきているわけです。

だから産業が近代化されてあるいは機械化され
て、合理化をされていくというときには、こうい
う問題が出てくるわけですよ。どの国でも、全
く使わないというわけにはいかないでしょう。い
かないわけですから、したがって時間規制等につ
いても、できるだけそういう障害を発生する誘因
というものを、できるだけ作業全体の過程の中で
隔離をしていく、そのための時間規制だと思
うし、それから機械そのものが悪いということ
はつきりしているわけですから、機械が悪いの
じゃなくて、振動を与える、これが最も大きな原
因だということです。ですからその機械も、で
きるだけ振動の少ないようにということですか
ら、林野庁長官言ったように、防護措置をつ
てみたり、あるいはできるだけ振動の少ない機械
を開発するために努力している、こういうこと
ですからね。そういうことなんですよ。だから法
律的には、私は、あなたもおっしゃったように、
許容量をきめる基準というのはいささかしいわけ
けれども、例が幾つもあつたわけですから。これは
ソビエトのはソビエトで、こうですけれども、
日本は日本の許容量をきめて、やはり予防対策
の一つとして立法化するなり、あるいは今日の行
政の中で指導できるというなら指導監督したらい
いじゃないか、積極的にやったらいいじゃない
か。ところが、法律的には何もありません。いまの
ところ労働省は率直に言つて何もやってない。何
もやってないと言つたつて過言じゃないのです
よ。たまたまこういふ問題がいろいろ衆議院の社
労なり、参議院の農水なり、いままた参議院の社
労で取り扱われているから、あなたおっしゃった
ように、つい最近で、七項目にわたつて指
示したというの。その指示した中では機械に対
しては何もないわけですから、早い話が、機械を
使つていいとか悪いとか、あるいは振動の許容量
については何もうたつてないわけですから、今度の指
示だつて、あなたの答えられた中では、ですか

ら、問題は、誘因なり、原因というものをなくす
ためにはどうするかということで、労働省の基準
局としても前向きで、具体的に明らかに必要があ
るんじやないかと、私はこう聞いています。こ
れはソビエトのやつそのままだとかなん
とか言っているのじゃなくて、今日の段階で日
本的なやり方をひとつ考えてみたらどうか、こ
ういふことなんです。

○政府委員(和田勝美君) まさに先生の御指摘の
とおりであります。私も日本の段階で
きるだけ病気を起こさないような状態をつくりた
い、こういうことでいろいろ研究委託
もし、委員会を設けて努力をしておるわけ
でございます。先生からいま御指摘をいただいた
ように、二月二十八日に七項目のことを当面の
問題として行政指導する基礎をやつとて明
らかにしたようなわけがあります。その中には、
御指摘のように、機械の振動はできるだけ振動の
ないものを使わせろというふうな、非常にいいま
いといえはあまいであります。そういう指導
をしているにとめております。それ以外には、
たとえば防振手袋を使えとか、防寒具をつけろと
か、健康診断をしろとか言つておりますが、機械
そのものについては確かに御指摘のように指摘は
してございせん。これにつきましては、実は一
部の学者では障害が発生する振動数は一秒間に四
十から六百までの振動であつて、振動の幅が〇・
一ミリから〇・二ミリのような場合には障害が発
生するのではないかと、いろいろな見解を述べられ
る学者もあつます。しかし、それに対しては、ほか
の学者は必ずしも賛成をしないというふうなこと
でございまして、私も私としては、行政機関と
して公的にこの振動でやれというほどのまだ確信
を持たないもので、先ほど申し上げ
たように、機械それ自体の振動を具体的にや
つておられません。林野庁のほうでもいろいろの機械
を試作されて現場において何かと実験的な試みを
なさつておるようでございますが、それから出

てくるデータ等にもらひ合わせまして、できれば
私どもはこういう研究が進んで、早く機械に対す
る具体的な規制ができるようにしたい、こういう
ふうに考えておりました。そのために労働衛生研
究所や、私どもの労働衛生課のほうで研究委託を
したり、あるいは実態調査をする、こういう努力
を今後とも重ねていきたいというものを
先ほどから申し上げておるようなわけでありま
して、私どもの念願は、とにかくこういう病気が
ないような機械の振動、それからその振動が
だに伝わってこないことが問題でございます。で
からだに伝わらないような姿、こういう総合的な
施策をできるだけ確信が持てるものに早く仕上
げたいという念願を持っているということを御了解
いただきたいと思ひます。

○吉田忠三郎君 努力していることについては御
理解—ぼくは理解しないというふうには言
えないと思ひ、しているほうだと思ひます。問
題は、和田さんね、あなたもこの患者をこらんに
なつたと思ひます。手が全く使えなくなるわ
けですからね。普通の病気のようには、それが悪化
していった場合に、直ちにあるいは心臓障害を起
すとか、あるいは内臓器官がおかされて生命が
もうだめになるといふものではないようですけれ
ども、しかし考えてみて、あなたも私もそうす
よ。人間として手が全く使えなくなる—特に
働者です。労働者として、働者として手が全く
一生もう廃人と同じように使えなくなるというこ
とは、人間の生命が奪われたということと同じ
ことじゃないでしょうか。それからだんだん話してい
くまうわけですよ。これからだんだん話してい
ますけれども、きょうはそこまですません。が、
お医者さんのほうは、その病気のいま認定とい
うものがあつても、その認定された段階では、
もう不治の病にひとしいものだ。ですからその認
定基準についても問題があるわけですよ。だか
らお医者さんのほうからいけば、初期の、つまり
手がしびれを感じてきた段階なら完全になおる、
こう言い切つてお医者さんいますからね。そ

これはお医者さんの分野ですから、いまここで認定基準をどうしようということも言いませんけれども、そこまではいいませんが言いませんがね。手というものは労働者にとっては生命です。その認識の上に立つてやっぱり施策というものを打ち立てない、たいへんだと思う。労働省としても、この問題はいま法律的には確かに関係ない、適用除外しているのですから。みんなそれぞれの機関、事業所に責任を、責任といいますが、しかるべき措置をとりなさいと、これはあいいいですが。監督官庁とすれば、だからそれはもうこの間も言ったように、当初、こういう機械を使つたならばこういう人体に危険、有害を及ぼすものだという認識は、私も含めて何びとといえどもなかったと思うのです。これは何にも恥ずかしいことでもない。しかし、結果として、振動に十年も十五年も長時間接触しておると、こういう危険な病気になるということがよく今日わかつてきたわけなんです。そうすると、上原先生言うように、その原因がはつきりしてきたわけですから、その原因を取り除けばいいのです。取り除くためにはいろいろな問題があるわけですから、一挙にはいかなないわけですよ。取り除くことが一つ、一つには賃金を保障してやること、あるいは病気にかった者には徹底した療養期間を設けてやること、いろいろな問題があるわけですよ。この問題には、和田さんあなたが言っているように、総合的に検討しなければならぬことは私にはわかるのだけれども、ものの考え方の底意というものは、労働者が——たとえいまここで速記をおやりになっている方がいますね。この方たちも手がだめになったら生命を奪われたと同じことになるでしょう。労働者にとって手が動かなくなつたということは、つまり生命を奪われたと同じことだといふのです。だから大切であるし、大事に考えてやるべきだと。そのためにそれぞれ法律的に欠陥があるならそれを補う、あるいは研究が足りないければ積極的に研究すればいいのです。労働省というものは、そういうものじゃないかと思うのです。

よ。基準法そのものは、大体労働条件の最低限かどうかは別として、労働省も守るようにはできたのが労働基準法だと思ふのです。これだけのりっぱなものなんです。このりっぱなものの中にも、八条六号で林業の労働者については適用を除外している。今度はこういう問題ができてきたから、これはそれを除外したならしたように、特殊な病気であるけれども、例がないわけじゃないのですから、COの問題にしても、あるいは肺にしても特別立法つて救済してやるわけですから、そろそろそういうところにこの問題も前向きに取り組んで発展していく必要があるんじゃないか。そのためには、労働省というのは和田局長以下少しのんびりしているのじゃないかなと、こう感ずるものだから、激励する意味で言っているんだ。これが一つ。それからきょうはこれでやめますが、医務局長、あなたはこんなかつこうして——かつこうはどうでもいいけれども、この病気がわが厚生省には関係ないような顔をしている。職業病といえども、これは国民の病気なんです。国民の健康、保健衛生は厚生省の所管だと思ふんだがね。そういう意味で、まじめにちよつとあなたに聞いておくのだが、答はきょうはいいですけれども、そういうないまじきことを吉田忠三郎言つても、お医者さんのことはちよつともわからぬ——あなたはお医者さんだからね。そういう点で聞きますが、この病気を扱う場合、随所に局所振動障害ということばが出てくる。お医者さんの専門的なことばだと思ふすが、いま、たまたま林業事業に關係して白ろう病というものを私が言つたわけだが、それ以外にくさんあると思ふんですよ。この局所振動障害。たとえはさく岩機を使うものとかあるいは最近国鉄なんかではタイタンパーというものを使つていますね。あれはまださういふ病気が発生してないやうなことをわれわれ聞いておりますが、しかし、あれを採用してからまだ五、六年ではないかと思ふんですが、やがてああいうものにも出てくるのじゃないかと思ふ。とにかくこの局所振

動障害というのは、これは白ろう病ばかりじゃなくしてたくさんあると思ふすが、そういうものをひとつ次のときに、こういうものとかいうものと、こういうものがある、それでその病気が起きるのはどういふ機械を使つて、あるいは工具はどういふものであるか。この間も林野庁長官が国有林の中における工具と機械の種類を言いましたけれども、あなたには、一般的なそれ以外のものを教えてもらいたい。それからその病気が起きてくる作業との關係は一体どういふ結びつきの中からさういふ病気がいふものが出てくるかということも、われわれしつとでわかりませんか、お医者さんという専門的な立場から教えてもらいたい。それから、今度さういふものを教えてもらった場合に——いまの和田さんのはもうその対策の一つなんですけれども、あるいは林野で時間規制したことも対策の一つであります。お医者さんという立場でこの対策をどう考えているか。つまり振動を防止するために医学的に見てどういふ対策があるか。それから林野の制限時間と關係あるんですが、振動と伐労働時間、その伐労働時間としての制限時間というのについて、お医者さんとしての見解をひとつ次のときまでに教えていただくようにまずお願いしておきたい。

それからもう一つは、これはこれからの予防のことと認定とも非常に關係してくるんですが、やっぱり健康管理が非常に問題になると思ふんですよ。早期にやっぱり発見することによつて、お医者さんの立場からすれば、なおとという人もおるし、さうなっていない現在の仕組みがあるわけですから、健康管理というのについて一体お医者さんとしてどういふふうに考えるか、こういう林業事業に携わっている労働者の人に対して。一般的にはありますね、健康管理。年に一ぺんは健康診断することになっておりますが、それでいいものかどうか。医学者として、科学者として松尾さん、専門的にあなたの見解をこの次にひとつまとめて教えてもらいたい。それからわれわれしつとがまたいろいろな意見を出して聞くと、さういふことにしたいと思ふ。以上です。いいですか、和田さん。

○政府委員(和田勝義) はい。

○藤原道子君 私は、問題は違ふんですが、ちよつと厚生省と労働省にお願いしておきたいことがあります。

当委員会から、過日川崎の労災病院の視察に参りました。私たち行つてみての感じが、非常に感情的だといふ感じを受けたのです。部長も、病院側も、組合側もそれぞれ感情的になつていふところを見えてまいりました。

そこで、この間から福祉事業団が私のところへ報告に來たので、私たちが見た感じでは話し合いの可能性はあると、話し合えば何とか妥協すると思ふからよく話し合うようにということ吉田委員からも話しました。それで事業団がいる前で吉田理事が労働組合の小柳さんに電話をしまして、あなたたちも事業団が話し合うと言つていふのだから感情的にならないで、この際は患者の生命が大事だからとよく話し合うようにという注意の電話をしたのです。さうしますという事となつて。二十四日の十二時から会つたことになつて。その前に、病院側は病院側で全体の会議を開き、労組は全労組で会議を開いて、その結果を持ち寄つて話し合おうじゃないかということだったんです。ところが、二十四日の十二時から会つたというのが三時まで延ばされて、とうとう待ちぼうけで、やつと次長に会つて話したら、きょうは副院長はじめ、みな事業団に行つてしまつて話し合いができないということでお流れになつた。それで、きのうですね、二十五日に話し合いの機会をぜひつづけてほしいということ強く要望したが、二十五日中には何とかしようといふことで、まだそのまゝになつていふこととなつて。それから、さうごたごたしているうちに、とうとう一番問題になつて七病棟の患者が一人死んださうでございます。これは非常に重大だから早く何とか解決したいと思つて、厚生省の総務課

護婦さんの退職希望者が当時相当ございました。いまでも二十九人あるとか聞いておりますが、い最近の事情はよく知りませんが、ある時期に、二十九人くらいやめられる。そういううちにやめられるとどうしても病棟を集約せざるを得ないというところでございます。その集約の話し合いをするけれども、組合とはなかなかうまくいっていないという話でございます。いま先生が具体的ににおあげになりました第七病棟は、実は患者さんは三人しかおらない病棟でございます。看護婦さんと七人ですか、五十ベッドのところでは三人といふのはいかにも不経済だ。これはひとつお交わりを

ただけだろかというのを言っておるの
ですが、その病棟が、御存じのように、なかなか
問題がある病棟のようでございます。看護婦さん
のほうを見た場合に、そんなことで、三人の患者
さんをどつか大ぜいいらしやる病棟に移してい
けば、したがって、第七病棟というのは閉鎖さ
るを得ない。そこに働いている七人の看護婦は別
の病棟に移って看護業務をやってもらいたいとい
うのですが、これはいろいろ事情があるようでござ
います。なかなか思うようにまかせないとい
うことで、むしろ看護婦さんが余り過ぎている状
態が第七病棟のように聞いております。しかし、
事実のことにつきましては、私、報告でそう聞い
ているわけでございます。先生のとこに電話
がかかってきたのはちよつと事情が違っている
というように聞いておりますが、ここで確実だと
申し上げることはできないと思います。

それから患者の方が一人亡くなったことは事
実でございますが、これは看護問題で亡くなった
というふうには私も報告を聞いておりませんの
で、何か高血圧の方のようでございます。たけれ
ど、一人お亡くなりになったようでございます。
それから届け出の件につきましては、私どもで
も、資料としては、もちろん先生のほうにお届け
をいたします、変更届けを。

それから、休憩時間の明示の問題につきましては
は、実は藤原先生がお読み上げいただきましたよ
うなことで、基準法としては差しつかえない。何
時から何時の間に二人勤務をしておりますので、
それを交互に与えられた時間、たしか二時間ござ
います。休憩をとるようには、二時間というこ
とに具体的指定しなくともよろしい、こういう
ことにはしておりますので、法律的には問題はない
ことだと思ひます。

それからもう一つは、これはすでに御理解をい
ただいてのことではございますが、しいてつけ
加えさせていただきます、実は、勤務体制で
争われておりますのは、三十四の労災病院のうち

で三十三までが——いま争われている新しい体制
と云っておりますが、それですでに四十一年から
行なわれておるのであります。関東労災だけが
が、中央の協定にかかわらず、関東支部だけがそ
れに従わないというところに実は問題点があるわ
けでございます。

それで、労災の労働組合としては統制問題があ
るわけでございますが、いろいろの事情があつ
て、関東労災がうまくいっていない。具体的に、
先ほど申し上げましたように、話し合いを持とう
と思ひましても、話し合いを現実に行きまして
も、関東労災についてはなかなかうまくいきま
せん。このところ事業団としては、実はそれな
らば事業団本部と全労災、全体の執行部と話し合
いをしようというところで、二十四日からその話し
合いをしようということになっておるようござ
います。二十四日の具体的なことは実は報告を
聞いておりませんが、本部同士はいつまでもごた
ごたしないようにしてぜひ早くおさめて、患者さ
んに対する看護が万全にいくようにしたい、こう
いうような気持ちでやっておりますので、そこは
ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

なお、病院長のほかに院長補佐という方が四人
もおるんじゃないかと御指摘がござい
ます。これは病院長が頼んだとか何かということ
はございせん。で、病院長の相談相手はほしとい
う病院長みずからの意向がありまして、異例で
はありますが、お医者さん同士が話し合いをされ
て院長補佐という方が四人できておるようござ
います。そういう意味においては、集団指導主義
をとっておられるようでございます。これも、院
長としていろいろの意見を聞いてやられたほうがよ
からうというお考えのものでございまして、
別にだれかが指示したということでもない
ように聞いております。しかし、いずれにしまし
ても、視察をいただきました御趣旨はそのとおり
でございますので、私どもとしては、病院側と関
東労災支部が十分話し合いをしなから、とにかく
看護に万全を期する。それから病院側として

は——病院側といひますか、事業団、病院側両方
合わせまして、ぜひ早く看護婦さんの定員増を含
めまして、あそこの病棟が全部普通の状態で運営
されるようにというのが私どもの念願でございま
すので、私どもとしては、ずつとこのところ事業
団にそういう姿勢で指導をいたしておりますが、
今後とも委員会の御質疑なんかも十分伺わせてい
ただきながら、十分そういう点も考えさせていた
だきたいと思ひます。

○委員長(佐野芳雄君) 速記をとめて。

〔午後零時二十四分速記中止〕

〔午後零時四十七分速記開始〕

○委員長(佐野芳雄君) 速記を起して。

他に御発言もないようですから、本日の調査は
この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、勤勞青少年福祉法案

勤勞青少年福祉法案
勤勞青少年福祉法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 勤勞青少年福祉対策基本方針等(第六
条—第七条)

第三章 福祉の措置(第八条—第十四条)

第四章 福祉施設(第十五条—第十七条)

第五章 雑則(第十八条—第二十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、勤勞青少年の福祉に関する
原理を明らかにするとともに、勤勞青少年につ
いて、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉
施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて

勤勞青少年の福祉の増進を図ることを目的とす
る。

(基本的理念)

第二条 すべての勤勞青少年は、心身の成長過程に
おいて勤勞に従事する者であり、かつ、特に将
来の産業及び社会にならざる者であることにかん
がみ、勤勞青少年が充実した職業生活を営むと
ともに、有為な職業人としてすこやかに成育す
るよう配慮されるものとする。

第三条 勤勞青少年は、勤勞に従事する者として
の自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人
として成育するよう努めなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する勤勞青少年の福
祉を増進するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤勞青少年の福祉を
増進するよう努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤勞青少年の福祉の増
進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公
共団体が勤勞青少年の福祉の増進のための施策
を講ずるにあつては、事業主又は国若しくは
地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、
前二条に規定する基本的理念が具現されるよう
に配慮しなければならない。

(勤勞青少年の日)

第五条 ひろく国民が勤勞青少年の福祉について
の関心と理解を深め、かつ、勤勞青少年がみず
からすすんで有為な職業人としてすこやかに成
育しようとする意欲をかためるため、勤勞青少
年の日を設ける。

2 勤勞青少年の日は、七月の第三土曜日とす
る。

3 国及び地方公共団体は、勤勞青少年の日にお
いて、その日の趣旨にふさわしい事業が実施さ
れるよう努めなければならない。

第二章 勤勞青少年福祉対策基本方針等
(勤勞青少年福祉対策基本方針)

第六条 労働大臣は、勤勞青少年の福祉に関する

施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項
二 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

（都道府県勤労青少年福祉事業計画）

第七条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参照して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画（以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。）を策定するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたって必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

3 前条第二項、第三項及び第五項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第五項及び前項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三章 福祉の措置

（職業指導等）

第八条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第九条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適應することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第十条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適應することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

（職業訓練に関する啓もう宣伝等）

第十一条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮）

第十二条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第八條第一項に規定する法定職業訓練又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等を行なう教育を受ける場合は、当該勤労青少年が当該職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう努めるものとする。

配慮をするように努めなければならない。

（勤労青少年福祉推進者）

第十三条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適應することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、労働省令で定める。

（余暇の有効活用）

第十四条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（勤労青少年ホーム）

第十五条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。

（勤労青少年ホーム）

2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

（勤労青少年ホーム指導員）

第十六条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「勤労青少年ホーム指導員」という。）を置くように努めなければならない。

2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務につ

て熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

（雇用促進事業団が設置する施設）

第十七条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第十九條第一項第五号の福祉施設のうち勤労青少年に係るものの設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。

第五章 雑則

（国の助言等）

第十八条 国は、勤労青少年の福祉を増進するため、事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

（調査等）

第十九条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（船員に関する特例）

第二十条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六條第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関し、同法第六條第一項、同法第四項（同法第六項において準用する場合を含む。）、同法第五項（同法第六項及び第七條第三項において準用する場合を含む。）、第七條第三項及び第十九條中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六條第四項（同法第六項において準用する場合を含む。）中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第十三條第二項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と読み替えるものとする。

勸告令」とあるのは「運輸省令」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）

2 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第 号）に基づいて、勤労青少年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

第九条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることとその他勤労青少年福祉法（第八号から第十一号までの規定を除く。）の施行に関すること。

第十條第一項第八号中「及び港灣労働法」を「港灣労働法」に、「の施行に関すること」を「及び勤労青少年福祉法（第八号から第十号までの規定に限る。）の施行に関すること」に改める。

第十條の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を「炭鉱離職者」に、「職業訓練に関すること」を「職業訓練並びに勤労青少年福祉法（第十一号の規定に限る。）の施行に関すること」に改める。

第十三條第一項の表中婦人少年問題審議会の項を次のように改める。

婦人少年問題 労働大臣の諮問に應じ、婦人少年問題並びに勤労青少年福祉法の施行及び改正に関する事項を調査審議すること。

第十八條第一項中「及び沖縄居住者等」に對する

る失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）を、「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）及び勤労青少年福祉法」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

3 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二を第二十四号の三とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員に係る勤労青少年福祉対策基本方針を定めること。

第五十七條中「及び船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」を「船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第 号）」に改める。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、衛生検査技師法の一部を改正する法律案

衛生検査技師法の一部を改正する法律案

衛生検査技師法（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律

目次中「第二十条」を「第二十條の三」に、「（第二十一条）」を「（第二十一條・第二十二條）」に改める。

第一条中「衛生検査技師の資格を定めることに

よりその資質を向上させ」を「臨床検査技師及び衛生検査技師の資格等を定め」に改め、「もつて」の下に「医療及び」を加える。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行なうことを業とする者をいう。

2 この法律で「衛生検査技師」とは、厚生大臣の免許を受けて、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査を行なうことを業とする者をいう。

第三条を次のように改める。

（免許）

第三条 臨床検査技師の免許は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に對して与える。

2 衛生検査技師の免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他前条第二項に規定する検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者として政令で定める者に対して与える。

第四条中「免許」を「前条第一項又は第二項の免許（以下「免許」という。）」に改める。

第五条第二号中「第二条」の下に「第一項」を加え、「（以下「衛生検査」という。）」を削る。

第六条の見出しを「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に改め、同条中「都道府県に」を「厚生省に臨床検査技師名簿及び」に改める。

第七条の見出し中「衛生検査技師免許証」を「免許証」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣が臨床検査技師名簿又は」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣に、

「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証」に改める。

第八条第一項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第三項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、臨床検査技師又は衛生検査技師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十条中「衛生検査技師名簿」を「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に、「まつ消」を「消除」に、「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」に改める。

第十一条中「衛生検査技師として」を「第二条第一項に規定する検査に」に改め、「技能」の下に「（同項に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。））に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三條第一項中「衛生検査技師試験委員」を「臨床検査技師試験委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五條第一号中（昭和二十二年法律第二十六号）を削り、「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に、「二年以上衛生検査技師として」を「三年以上第二項第一項に規定する検査に」に改め、同条第二号中「衛生検査」を「第二

条第一項に規定する検査」に、「衛生検査技師」を

「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証」に改める。

第八条第一項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第三項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、臨床検査技師又は衛生検査技師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十条中「衛生検査技師名簿」を「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に、「まつ消」を「消除」に、「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」に改める。

第十一条中「衛生検査技師として」を「第二条第一項に規定する検査に」に改め、「技能」の下に「（同項に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。））に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三條第一項中「衛生検査技師試験委員」を「臨床検査技師試験委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五條第一号中（昭和二十二年法律第二十六号）を削り、「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に、「二年以上衛生検査技師として」を「三年以上第二項第一項に規定する検査に」に改め、同条第二号中「衛生検査」を「第二

条第一項に規定する検査」に、「衛生検査技師」を

「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証」に改める。

第八条第一項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第三項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、臨床検査技師又は衛生検査技師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十条中「衛生検査技師名簿」を「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に、「まつ消」を「消除」に、「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」に改める。

第十一条中「衛生検査技師として」を「第二条第一項に規定する検査に」に改め、「技能」の下に「（同項に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。））に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三條第一項中「衛生検査技師試験委員」を「臨床検査技師試験委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五條第一号中（昭和二十二年法律第二十六号）を削り、「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に、「二年以上衛生検査技師として」を「三年以上第二項第一項に規定する検査に」に改め、同条第二号中「衛生検査」を「第二

条第一項に規定する検査」に、「衛生検査技師」を

「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証」に改める。

第八条第一項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第三項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、臨床検査技師又は衛生検査技師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十条中「衛生検査技師名簿」を「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に、「まつ消」を「消除」に、「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」に改める。

「臨床検査技師」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三条第二項に規定する者で、政令の定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

第十七条中「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に改める。

第十八条中「衛生検査技師は、衛生検査技師を臨床検査技師又は衛生検査技師は、それぞれ臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第十九条中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第二十条中「衛生検査技師で」を「衛生検査技師又は臨床検査技師（第八条第二項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられていた者を除く。）で」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称を使用してはならない。

第四章中第二十条の次に次の二条を加える。

（保健婦助産婦看護士との関係）

第二十条の二 臨床検査技師は、保健婦助産婦看護士（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師の具体的な指示を受けて行なうものに限り）及び第二条第一項の政令で定める生理学的検査を行なうことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第二項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられていた者については、適用しない。

（衛生検査所の登録等）

第二十条の三 衛生検査所（人体から排出され、又は採取された検体について第二条第二項に規定する検査を業として行なう場所をいう。以下同じ。）を開設した者は、その衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が省令で定める基準に適合するときは、その衛生検査所について、都道府県知事の登録を受けることができる。

準に適合するときは、その衛生検査所について、都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に關して必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の登録を受けた衛生検査所でないれば、登録衛生検査所という名称又はこれら紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十一条第一項第一号中「規定による」の下に「臨床検査技師又は」を加え、同項第四号中「前条」を「第二十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条 第二十条の三第三項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

（旧法の規定による免許を受けた者）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の衛生検査技師法（以下「旧法」という。）第三条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者は、改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（以下「新法」という。）第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けた者とみなす。

（旧法の規定による衛生検査技師名簿）

第三条 旧法第六条の規定による衛生検査技師名簿は、新法第六条の規定による衛生検査技師名簿の一部とみなす。

（旧法の規定による衛生検査技師名簿への登録）

第四条 旧法第七条第一項の規定によつてなされた衛生検査技師名簿への登録は、新法第七条第一項の規定によつてなされた衛生検査技師名簿への登録とみなす。

（旧法の規定による衛生検査技師免許証）

第五条 旧法第七条第二項の規定によつて交付された衛生検査技師免許証は、新法第七条第二項

の規定によつて交付された衛生検査技師免許証とみなす。

（衛生検査技師の免許の特例）

第六条 厚生大臣は、新法第三条第二項の規定にかかわらず、旧法の規定による衛生検査技師試験（次項の規定により従前の例により行なわれる衛生検査技師試験を含む。附則第八条第二号において同じ。）に合格した者に対し、衛生検査技師の免許を与えるものとする。

2 衛生検査技師試験は、昭和五十一年十二月三十一日までは、なお従前の例により行なう。

3 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（以下「大学入学資格者」という。）で、この法律の施行の際現に旧法第十五条第一号の規定により指定されている学校又は衛生検査技師養成所（この法律の施行前に、同号の規定により指定され、その効力を失つたものを含む。以下同じ。）において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得したものと並びに旧法附則第二項各号に規定する者は、前項の衛生検査技師試験を受けることができる。

（受験資格の特例）

第七条 大学入学資格者で、この法律の施行の際現に旧法第十五条第一号の規定により指定されている学校において三年以上新法第二条第一項に規定する検査に必要な知識及び技能の修習をおえていゝもの又は当該学校においてこの法律の施行の際現に同項に規定する検査に必要な知識及び技能を修習中であり、三年以上以上にわたるその修習をこの法律の施行後におえたものは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

第八条 次の各号の一に該当する者は、昭和五十二年十二月三十一日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

一 大学入学資格者であつて、この法律の施行の際現に旧法第十五条第一号の規定により指定されている学校又は衛生検査技師養成所において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修習した者で、新法第十五条第一号の規定により指定された学校又は臨床検査技師養成所において一年以上新法第二条第一項に規定する検査に必要な知識及び技能の修習をおえたもの

二 旧法の規定による衛生検査技師試験に合格し、旧法第三条又は附則第六条第一項の規定による衛生検査技師の免許を受けた者で、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したものであるもの

第九条 この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者（旧法の規定による衛生検査技師試験に合格し、同条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者を除く。）で、厚生大臣の指定する講習会の課程を修了したものは、昭和四十八年十二月三十一日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

第十条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があるものと認められる者は、附則第六条第三項、第七条及び第八条第一号の規定の適用については、大学入学資格者とみなす。

（旧法による処分及び手続）

第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（罰則に關する経過規定）

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条第二項の規定により従前の例により行なわれる衛生検査技師試験に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については

の際現に旧法第十五条第一号の規定により指定されている学校又は衛生検査技師養成所において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修習した者で、新法第十五条第一号の規定により指定された学校又は臨床検査技師養成所において一年以上新法第二条第一項に規定する検査に必要な知識及び技能の修習をおえたもの

二 旧法の規定による衛生検査技師試験に合格し、旧法第三条又は附則第六条第一項の規定による衛生検査技師の免許を受けた者で、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したものであるもの

第九条 この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者（旧法の規定による衛生検査技師試験に合格し、同条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者を除く。）で、厚生大臣の指定する講習会の課程を修了したものは、昭和四十八年十二月三十一日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

第十条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があるものと認められる者は、附則第六条第三項、第七条及び第八条第一号の規定の適用については、大学入学資格者とみなす。

（旧法による処分及び手続）

第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（罰則に關する経過規定）

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条第二項の規定により従前の例により行なわれる衛生検査技師試験に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については

は、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三十七号の三を次のように改める。

三十七の三 臨床検査技師の養成所を指定し、臨床検査技師の試験を行ない、並びに臨床検査技師及び衛生検査技師の免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

第五十三条第三十九号の二中「衛生検査技師、」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号内イ③中「又は診療放射線技師」を「診療放射線技師、臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	一	終わり	それ	それは
六	四	七	できる検討	検討
八	一	四	数存	数字
十	一	〇	質問のて	質問して